

中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 音楽を通じ、情操豊かで創造性あふれる青少年の育成を図り、校外生活の善導に資するとともに、文化の薫り高い音楽のまちづくりを推進することを目的に実施する中原区青少年吹奏楽コンサートを、区民の手作りによる企画・運営で開催するために、中原区青少年吹奏楽コンサート実行委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

(業務)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年吹奏楽コンサートの企画
- (2) 青少年吹奏楽コンサートの運営
- (3) 青少年吹奏楽コンサートの広報
- (4) その他事業実施に関する業務

(委員)

第3条 委員は、日ごろより青少年の健全育成とその愛護活動を行っている者を中心に、青少年吹奏楽コンサートの企画・運営に意欲のあるもので構成する。

(任期)

第4条 委員会は次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 3人
- (3) 会計 1人
- (4) 会計監査 2人
- (5) 書記 2人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、委員会の会計を処理する。
- (4) 会計監査は、委員会の会計を監査する。

4 役員の任期は、各年度の末日までとする。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(報告義務)

第6条 委員会は、事業終了後その結果を速やかに市長へ報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、中原区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

2 事務局長は、中原区役所まちづくり推進部地域振興課長を充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の協議において決定する。

付則

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

2 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。